

女性活躍推進事業について

女性活躍推進事業とは

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく地域における女性活躍推進の取組。具体的には以下のとおり。

- ・女性が自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする際に、その個性と能力を十分に発揮できるようにすること。
- ・男性も女性も互いに協力し、家庭生活の役割を果たし、職業生活と家庭生活の継続的な両立が可能となること。

取組への留意点

- ・男女共同参画事業は、男性も女性も個性と能力が発揮できる社会の実現を目指すために、啓発や支援をするものであるのに対し、女性活躍推進事業は働きたい女性や働く女性が活躍できるように支援や情報発信するもの。

令和4年度の取組

○市内にある女性活躍推進企業認定「えるぼし認定」を取得した企業（巴山建設株式会社）に女性が活躍できる職場作りなどの取組についてインタビューを実施。取材結果を市ホームページ等に掲載。（別紙参照）また、男女共同参画推進フォーラム2023において取材結果をパネルにて展示。

これまでの取材先

「わがまち調布の輝き女性(びと)」

○平成30年度〔取材者：インターンシップ生〕

- ・～映画のまち調布を支える女性～（株式会社高津装飾美術で働く女性）
- ・～仙川発信！笑顔あふれるぶどう園！～（農園経営者）

○令和元年度〔取材者：インターンシップ生〕

- ・～東日本最古の国宝仏を見守る女性～（深大寺学芸員）
- ・～新体操用具に魔法をかける女性起業家～（新体操用具店オーナー）

○令和2年度〔取材者：職員〕

- ・男性が多い造園建設業で働く2人の女性（株式会社緑興で働く女性）

○令和3年度〔取材者：職員〕

- ・コミュニティーハウスを運営する女性（「もえぎ家」代表）